

(参考)

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、東北地方太平洋沖地震の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が平成23年3月11日から同年4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

平成23年3月19日

〇〇運輸局△△運輸支局長